第八十九条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百四十九条第一項 | 株主等 | 投資主 |
| | 株式会社等 | 投資法人 |
| 第八百四十九条第三項 | 株式会社等 | 投資法人 |
| | 取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人 | 執行役員及び清算執行人 |

第八十九条の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十条第四項の項から第八百五十二条第一項及び第二項の項までを削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百五十二条第三項 | 株主等 | 投資主 |

第九十一条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百四十九条第一項 | 株主等 | 投資主 |
| | 株式会社等 | 投資法人 |
| 第八百四十九条第三項 | 株式会社等 | 投資法人 |
| | 取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人 | 執行役員及び清算執行人 |

第九十一条の表第八百五十条第三項の項中「第八百五十条第三項」の下に「並びに第八百五十二条第一項及び第二項」を加え、同表第八百五十一条第一項の項及び第八百五十二条第一項及び第二項の項を削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百五十二条第三項 | 株主等 | 投資主 |

第九十六条の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七百四条 | 社債権者 | 投資法人債権者 |
| | 社債の | 投資法人債の |
| 第七百七条 | 社債権者と | 投資法人債権者と |
| | 社債権者の | 投資法人債権者の |
| | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| 第七百八条及び第七百九条第二項 | 社債権者 | 投資法人債権者 |
| 第七百十条第一項 | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| | 社債権者に | 投資法人債権者に |
| 第七百十条第二項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債の | 投資法人債の |
| | 社債権者 | 投資法人債権者 |
| 第七百十一条第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| 第七百十二条 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債の | 投資法人債の |
| 第七百十三条 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| 第七百十四条第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債権者の | 投資法人債権者の |
| | 社債の | 投資法人債の |
| | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| 第七百十四条第二項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債の | 投資法人債の |
| 第七百十四条第四項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会 |
| | 社債権者には | 投資法人債権者には |
| 第八百六十八条第四項 | 社債 | 投資法人債 |

第九十六条の次に次の一条を加える。

（投資法人債管理補助者に関する読替え）

**第九十六条の二**　法第百三十九条の九の二第二項の規定において投資法人債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七百十四条の三 | 第七百三条各号 | 投資法人法第百三十九条の九第八項において準用する第七百三条各号 |